

令和 2 年 1 1 月定例会

文教厚生委員会説明資料

教 育 委 員 会

目 次

I 提 出 予 定 案 件	-----	1
1 その他の議案等	-----	1
（1）条例案	-----	1

I 提出予定案件

1 その他の議案等

(1) 条 例 案

ア 徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例（教職員課）

（改正の理由）

令和2年11月6日付けの人事委員会勧告に鑑み、本県の学校職員の給与について改定を行う必要がある。

（改正の概要）

（ア）徳島県学校職員給与条例の一部改正

a 諸手当の改定

(a) 期末手当について、12月期の支給割合を100分の125に引き下げることとする。

(b) 期末手当について、6月期の支給割合を100分の127.5に引き下げ、12月期の支給割合を100分の127.5に引き上げることとする。

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行することとする。ただし、(b)については、令和3年4月1日から施行することとする。